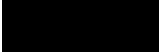


陳 情 一 覧 表

平成31年3月盛岡市議会定例会（平成31年3月27日）

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
4	H31. 3. 11	国民の権利と安心・安全をまもる 公務・公共サービスの拡充を求め る陳情書	岩手県盛岡市紺屋町7-26 盛岡市公共職業安定所内 岩手県国家公務関連労働組合共闘 会議 議長 

2019年3月8日

盛岡市議会議員 天沼久純 様

岩手県国家公務員労働組合共闘会議

議長

020-0885 岩手県盛岡市紺屋町7-26

盛岡公共職業安定所内

電話・FAX019-626-2450

国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書

東日本大震災の発生から8年が経過、この間、公務労働者は国・地方を分かつたず、復興の実現に向けて全力でとりくんできました。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮してきたところです。

一方で、政府は、財政赤字の原因が公務員・公的部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減をすすめると同時に、中央省庁再編、地方出先機関の統廃合や民営化・民間委託化などを推進してきました。その結果、1967年に約90万人だった国家公務員は約30万人以下にまで減少しました。

政府は、これまで、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を進めてきましたところ、2020年度から、新たな定員合理化計画を策定しようとしています。

憲法は国民の基本的な権利を保障するうえで、国にその責務があることを定め、そのために行政機関、国立病院、試験・研究機関、裁判所など国の機関が設置されており、これらの機関の縮小や統廃合、公務員削減は、国の役割を放棄するものです。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられています。財源をとまわらない権限委譲は地方自治体にとって重い負担となっています。このうえ政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制まで検討しています。これらのことから住民の暮らしと命をまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど行財政・司法の拡充が求められており、そのことは、住民の安全・安心をひろげることによって地域経済の活性化、自治体財政の充実をはかるうえでも急務の課題となっています。

以上のような趣旨から、以下の項目について、国に働きかけていただくよう陳情します。

【陳情項目】

- 1 憲法にもとづいて住民の暮らしと命、安心・安全をまもるために、国の機関にかかわる人員体制・予算を充実させること。「総定員法」は廃止し、新たな国家公務員の「定員削減計画」は中止すること。
- 2 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
- 3 憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

陳情第 4 号

1



以上